

平成30年度 熊本県相談支援従事者初任者研修 募集要項

1 研修の目的

地域の障がい児・者等の意思決定支援に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより相談支援に従事する者及びサービス管理責任者等として従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益財団法人 総合健康推進財団 九州支部（熊本県指定研修機関）

3 対象者（別紙2参照）

①相談支援業務に従事しようとする者

→ 全日程コース（5日間）

※平成25年度～平成29年度に講義のみコース（2日間）を受講した者については、演習のみコース（3日間）の受講で、修了証書を交付するが、今年度の講義内容を前提とした演習が行われるので、極力、全日程コースを受講すること。

②-1 サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者となる者

②-2 講義のみ（2日間）未受講だが、経過措置により、現在、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者

→ 講義のみコース（2日間）

③既にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しており、スキルアップのために再受講を希望する者（②-2に該当する者を除く。）

→ 講義のみコース（2日間）

④市町村、県等の行政関係職員で、相談支援事業や地域自立支援協議会について理解を深めるために受講を希望する者

→ 全日程コース（5日間）／ 講義のみコース（2日間）

※平成24年度以前に初任者研修を受講し、現任研修を平成29年度までに受講していない方は、相談支援専門員の要件を満たしていません。

今後も相談支援専門員として従事するためには、初任者研修（5日間）を再度受講する必要があります。尚、研修を修了するまで相談支援専門員として業務に従事できません。

4 研修日程

1日目：平成30年 7月 5日（木）

2日目：平成30年 7月 6日（金）

3日目：平成30年 7月17日（火）

4日目：平成30年 8月27日（月）

5日目：平成30年 8月28日（火）

（講義のみ受講の場合は7/5・7/6の2日間、演習のみの場合は7/17・8/27・8/28の3日間）

5 実施場所

- 1日目～2日目：市民会館シアーズホーム夢ホール（大ホール）
- 3日目～5日目：くまもと県民交流館パレア（パレアホール）

6 研修カリキュラム

別紙カリキュラムを参照

7 受講手続（応募方法等）

（1）提出先

（公財）総合健康推進財団 九州支部 熊本県相談支援従事者研修係
〒862-0926 熊本市中央区保田窪1-10-38

（2）提出書類及び提出方法

①相談支援業務に従事しようとする者 → 様式1（2枚）

②-1 サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者となる者

②-2 講義（2日間）未受講だが、経過措置により、現在、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者

} 様式2

③既にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しており、スキルアップのために再受講を希望する者（②-2に該当する者を除く。） → 様式3

※原本郵送、提出期限内必着のみ受付

（4）提出期限

平成30年6月1日（金）必着 ※締切後の申込は一切受付致しません。

申込書の内容について確認が必要になる事があります。余裕をもったお申込にご協力下さい。

8 研修定員等

（1）募集定員

全日程コース（5日間） 120人程度 ※演習のみを含む
講義のみコース（2日間） 400人程度

（2）研修受講生の選定

募集定員を超えた場合、熊本県と協議のうえ選定する。（先着順ではありません。）

選定にあたっては、全日程受講希望者及び演習のみ受講希望者については、相談支援事業所で相談支援専門員として従事開始する予定時期等を考慮する。講義のみ受講希望者については、③に該当する者より、②-1又は②-2に該当する者を優先する。

熊本県内事業所からの推薦を優先する。

（3）同一法人より複数人申し込む場合は、必ず優先順位を申込書に記載すること。（1法人あたりの受講申込者数の上限はありませんが、定員を超えた際は受講できない場合がございます。）

（4）受講者の決定

6月中旬に受講決定通知を（公財）総合健康推進財団よりFAXにて通知する。

9 事前課題

全日程コース、演習のみコースは研修3日目に事前課題（アセスメント、サービス等利用計画案作成等）を提示する。4、5日目は作成した課題を基に研修を進行するため、課題の提出ができることを受講条件とする。 課題詳細、作成方法等については、研修3日目に説明を行う。

※別紙3-1、3-2参照

10 受講料

- ・全日程コース（5日間） 30,000円（税込）
- ・講義のみコース（2日間） 12,000円（税込）
- ・演習のみコース（3日間） 18,000円（税込）

11 テキスト

全日程コース、演習のみコースをご受講の方は、演習日程（7/17、8/27、8/28）にて中央法規出版「三訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト（2013年12月1日発行）」を使用しますので、事前にご購入下さい。中央法規出版HP等で購入が可能です。

※研修を受講する前に、ご一読いただくことをお勧め致します。

12 受講証明書

講義のみコースを修了した者には、（公財）総合健康推進財団より受講証明書を交付する。

13 修了証書の交付

全日程コース及び演習のみコースを修了した者には、（公財）総合健康推進財団より修了証書を交付する。 ※全日程コース修了者には、受講証明書の交付はございません。

14 特記事項

- （1）科目の免除は行わないものとします。
- （2）理由の如何にかかわらず、研修開始から15分以上遅刻、欠課した場合は欠席とします。
- （3）熊本県外の事業所からの申込は可能ですが、募集定員を超えた場合は、熊本県内事業所からの推薦を優先します。
- （4）修了証書または受講証明書は、全科目修了した者に交付します。
修了証書、受講証明書を紛失した場合は再発行が可能です。再発行手数料2,000円と約3週間の作成期間が必要となりますので、紛失等無いようにしっかりと管理をお願い致します。
- （5）理解度が著しく低い場合は、講師・実施主体等にて協議の上、追加で課題等の提出を求めます。追加課題について講師・実施主体等にて協議の結果、修了の見込みがないと判断された者には修了証書の交付を行いません。

- (6) 熊本県相談支援従事者初任者研修 受講者推薦及び申込書に記載されている次の情報について、熊本県から市町村に対し、提供することがあります。予めご了承くださいませようようお願い致します。同意しない場合はお手数ですが、事務局までご連絡ください。
1. 受講者の氏名
 2. 受講者の現勤務先
 3. 相談支援事業所で相談支援専門員として従事開始する予定時期
 4. 従事予定の相談支援事業所名（未指定の場合は、指定申請予定時期も含む）
- (7) 次の各号の一に該当する者は、退席の上、受講を取消すことがありますのでご注意ください。
1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
（私語、居眠り、携帯電話の使用等、受講態度の悪い方）
 2. 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
 3. 事前課題等、規定の提出物を期日までに提出しない者（詳細は研修3日目に説明）
- (8) 障がい福祉サービスに関する基礎的な理解を前提に研修を行います。事前学習を希望される方は「障害福祉サービス等従事者基礎研修（新任従事者研修）」を受講して下さい。
（詳細は当財団HPにてご確認ください。※現在募集中～5月末締切）

15 問い合わせ・申し込み先

公益財団法人 総合健康推進財団 九州支部 熊本県相談支援従事者研修係
〒862-0926 熊本市中央区保田窪1-10-38
TEL 096-285-7010
FAX 096-386-7127
<http://www.zaidan-kensyu.jp>